

# 長崎県災害時動物救護対応ガイドライン

平成29年1月25日

長崎県県民生活部生活衛生課

## 目 次

<b>第 1 総論</b>	
1 はじめに	・・・ 1
2 目的	・・・ 1
3 定義	・・・ 1
4 災害被害想定	・・・ 2
(1) 阪神・淡路大震災を基にした被災動物数（犬・猫）の想定	
(2) 雲仙普賢岳噴火に伴う愛玩動物救護報告書等による被害想定	
(3) 長崎県地域防災計画による災害別被災想定	
<b>第 2 平常時の活動（対策）</b>	
1 動物飼養者などへの普及・啓発、関係事業者への指導	・・・ 7
(1) 動物飼養者等に対する啓発・指導	
(2) 動物取扱業を営むものへの対応	
(3) 特定動物等への対応	
2 災害時動物救護活動に関する組織計画	・・・ 9
(1) 動物救護活動に関する協定の締結	
(2) 動物救護本部及び関係自治体・団体との緊急連絡体制の整備	
(3) 県の役割	
(4) 市町に対する協力依頼	
(5) 被災動物救護センター	
(6) 広域的な救護体制の整備	
(7) ボランティア受入体制の構築	
<b>第 3 発災時の活動</b>	
1 災害発生時の体制整備	・・・ 12
(1) 情報収集	
(2) 関係機関との協議	
2 長崎県動物救護本部	・・・ 12
(1) 組織	
(2) 機能	
3 被災動物救護センター（現地動物救護本部活動拠点）	・・・ 13
(1) 組織	
(2) 機能	
(3) 動物保護収容施設	
4 役割分担	・・・ 14
<b>第 4 災害発生からの経時的体制</b>	
1 初動期	・・・ 16
(1) 関係機関・団体からの情報収集	
(2) 「避難所における適性飼養」に関する指導	
(3) 通常業務停止の判断	
(4) 県動物救護対策の協議（会議の開催）	
2 災害発生早期	・・・ 17
(1) 県動物救護本部、被災動物救護センターの設置	
(2) ペット災対協への支援要請	

(3) ボランティアの募集開始等	
(4) 避難所における動物救護活動	
3 避難生活期（後期救護体制）	・・・ 19
(1) 負傷動物、飼い主不明の愛護動物の保護	
(2) 愛護動物の一時預かり	
(3) 愛護動物の健康診断および健康チェック	
(4) 避難所等での愛護動物の適正な飼い方の指導	
(5) 飼い主の捜索・返還	
(6) 動物保護収容施設の設置	
(7) 抑留所などにおける保護動物の引渡し等	
4 復興期	・・・ 20
(1) 仮設住宅に入居する愛護動物の飼い主に対する適性飼養の指導	
(2) 一時預かりを行った愛護動物の飼い主への返還	
(3) 被災動物救護センター等残留愛護動物の取扱検討（譲渡促進）	
(4) 救護活動終了時期・条件の検討	
(5) 動物救護施設（被災動物救護センター）閉鎖	
(6) 通常業務への移行	
5 解散	・・・ 21
(1) 県動物救護本部及び被災動物センターの解散（残務整理）	
(2) 義援金などの残預金の取扱い	
(3) その他想定される事項	

## 第 1 総論

### 1 はじめに

長崎県（以下、県）は、その自然条件から台風、豪雨、地すべり、土石流等各種災害発生要因を内包しており例年貴重な人命と多くの資産が災害のため失われている。

災害発生時の動物救護対策については、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災以降、国民的な関心が寄せられるようになり、平成 23 年に発生した東日本大震災においてもその対策が実施され、改めて災害対策を見直す必要性が認識されている。さらに、平成 27 年 6 月に発生した鹿児島県口永良部島火山噴火では、被災動物の救護支援が再度注目された。

また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、九州で初めて九州・山口 9 県災害時愛護動物応援協定に基づき、被災地への支援物資の配送、公衆衛生獣医師の派遣が行われ、平成 28 年 6 月より九州災害時動物救援センター（熊本地震の場合：熊本地震ペット救援センター）の運用が開始され、被災動物の救援が行われているところである。

本県においては、平成 3 年 6 月雲仙普賢岳の噴火災害により被災愛玩動物の救護を長崎県獣医師会（以下、県獣医師会）、県、市町、民間ボランティアと協働で救護活動を行った経緯があるものの、その記憶も年月の経過とともに風化してきている。

本県では、「長崎県地域防災計画（以下、県防災計画）」を策定し、県がとるべき基本的な施策を定めており、愛護動物の収容対策についてもこの中で示している。さらに、平成 26 年 3 月に見直された「長崎県動物愛護管理推進計画」において、災害時等の危機管理について、迅速に対応できる体制整備を図ることを掲げており、現在の災害対策の状況や過去の経験に基づき本ガイドラインを作成した。

これまでの災害では、動物を飼っている人は、飼っていない人と比べて避難が遅れる傾向にあるといわれている。このことから、動物を飼っている人は、飼っていない人以上に、平常時からの対策が重要であると考えられる。

なお、本ガイドラインはあくまでも基本的な事項を記したものであり、災害の規模・程度等により行政が執るべき活動はその都度変化することを念頭におき、柔軟な対応を期待したい。

### 2 目的

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者への対処方法等様々な課題が発生することが予想されるため、県は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、市町等関係機関や県獣医師会、関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会等と「長崎県動物救護本部（以下、県動物救護本部）」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行うことを目的とする。

### 3 定義

本ガイドラインが想定する災害は、県防災計画（平成 26 年 6 月修正版とする。）において想定する災害とする。

また、活動の対象となる動物は、被災地域内に放置され又は避難住民に同行し、救護が必要と認められる犬・猫等の愛護動物（以下、被災動物）とする。

#### 4 災害被害想定

##### (1) 阪神・淡路大震災を基にした被災動物数（犬、猫）の想定（表1）

阪神・淡路大震災時の兵庫県の人口、被災動物、保護収容数の割合から、本県で同規模の震災があった場合を想定した。

（表1） 被災動物数の想定（阪神・淡路大震災時の兵庫県の人口及び収容数から想定）

長崎県	人口	種別	被災動物数	保護収容頭数
	1,496 千人	犬	1,152 頭	273 頭
猫		1,339 頭	134 頭	

（参考）

兵庫県	人口	種別	被災動物数	保護収容頭数
	5,585 千人	犬	4,300 頭	1,020 頭
猫		5,000 頭	499 頭	

\* 阪神・淡路大震災では、収容率(被災動物数/保護収容頭数)は、犬で23.72%、猫で9.98%であった。

##### (2) 雲仙普賢岳噴火に伴う愛玩動物救護報告書等による被害想定

雲仙普賢岳災害活動記録（長崎県島原保健所、平成6年4月）および雲仙普賢岳噴火に伴う愛玩動物等救援事業決算報告（長崎県獣医師会、平成5年11月）を参考に、現在の人口動態、畜犬登録状況等を勘案し算出した。

また、当時の被災動物の状況について（表2-1）（表2-2）に示している。

##### ア 避難対象区域内での犬被災状況の推計

【平成25年の飼養頭数からの登録犬数の推計（島原市、深江町）】

平成3年度の島原市および深江町の畜犬登録頭数が不明であるため、平成3年度の全国登録頭数に対する平成25年度の全国登録頭数の比率から被災数を推計した。

平成3年度の島原市推計登録犬数

$$2,132 \text{ 頭 (H25 島原市登録数)} \times 3,193,500 \text{ 頭 (H3 全国登録数)} / 6,747,201 \text{ 頭 (H25 全国登録数)} = 1,237 \text{ 頭}$$

平成3年度の深江町推計登録犬数

$$402 \text{ 頭 (H25 深江町登録数)} \times 3,193,500 \text{ 頭} / 6,747,201 \text{ 頭} = 190 \text{ 頭}$$

現在の島原市、深江町における被災推定頭数（平成25年度未登録犬数から推定）

$$(2,132 + 402) \text{ 頭 (H25 島原市・深江町登録犬数)} \times 158 \text{ 頭 (H3 実際の被災犬数)} / (1,237 + 190) \text{ 頭 (H3 島原市・深江町登録犬数)} = 281 \text{ 頭}$$

イ 避難対象区域内での猫被災状況の推計

雲仙普賢岳噴火災害に伴う猫の保護収容頭数は 28 頭であった。

対する保護収容犬が 158 頭であるので猫の保護数は犬の 0.1772 倍であった。

H25 年時点の島原市、深江町における被災推定頭数

281 頭 × 0.1772      50 頭

(表 2 - 1) 雲仙普賢岳噴火災害に伴う愛玩動物の飼育受託頭数と収容頭数

平成 3 年 6 月 8 日 ~ 5 年 4 月 15 日

種類 項目	犬	猫	その他 (家兎)	計	飼育延べ 日数
飼育受託頭数	100	28	1	129	17,215 日
収容頭数	58	0	0	58	4,914 日
計	158	28	1	187	22,129 日
飼主引取頭数	97	23	1	121	
里親引取頭数	61	5	0	68	

雲仙普賢岳災害活動記録 (長崎県島原保健所、平成 6 年 4 月、一部修正)

(表 2 - 2) 避難場所等での調査結果

調査項目	島原市	深江町	合計
自宅に繋いでいる	2	0	2
知人宅等に預けた	33	17	50
連れてきている	3	0	3
保健所に預けた	6	2	8
避難所に放した	11	29	40
飼主不在	37	24	61
調査犬数合計	92	72	164

(3) 長崎県地域防災計画による災害別被災想定

県防災計画 (震災対策編、P21-24) の建物被害・人的被害の想定もとに、愛護動物の被害想定を次のとおり算出した。

ア 地震による災害 (表 3)

県防災計画における被害予想を基に、長崎県内犬登録頭数から被災犬数を想定し、阪神淡路大震災における被災動物数における動物救護施設収容数の割合から、収容が必要な被災犬の数を想定した。

最大被災動物数は、「雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動」による地震で、地震直後、被災数 7,810 頭 (犬 3,616 頭、猫 4,194 頭)、収容頭数 1,277 頭 (犬

858 頭、猫 419 頭) 6 時間後に被災 2787 頭、収容 455 頭が加算され、最大 1,732 頭の収容が想定された。また、各地震における想定数は次の表に示した。

イ 津波による災害

県防災計画において、津波による被害は限定的であり、愛護動物の被害はほぼ無いものと考えられた。

(表3) 想定活断層帯(県内)における犬・猫の被災数および収容数の想定

想定活断層帯	震度 5 以上の の想定地域	建物 被害 率 (%)	被災者 数(人)	犬		猫	
				被災数 (頭)	収容数 (頭)	被災数 (頭)	収容数 (頭)
雲仙地溝北縁断層帯 (M7.3)	島原半島、諫早・大村、長 崎・西彼半島南部	2.95	44,131	2,036	483	2,361	236
		1.15	17,204	794	188	921	92
		1.66	24,833	1,145	272	1,329	133
雲仙地溝南縁東部断層 帯と西部断層帯の連動 (南縁連動)(M7.7)	諫早・大村、島原半島、長崎・ 西彼半島南部、西彼半島北部、 佐世保・北松、東彼杵	5.24	78,388	3,616	858	4,194	419
		1.22	18,251	842	200	977	97
		1.87	27,975	1,290	306	1,497	149
島原沖断層群 (M6.8)	島原半島、諫早・大村	0.23	3,441	159	38	184	18
		0.06	898	41	10	48	5
		0.12	1,795	83	20	96	10
橘湾西部断層帯 (M6.9)	諫早・大村、島原半島、長崎・ 西彼半島南部、西彼半島北部、 佐世保・北松、東彼杵	0.08	1,197	55	13	64	6
		0.03	449	21	5	24	2
		0.36	5,385	248	59	288	29

大村-諫早北西付近 断層帯 (M7.1)	諫早・大村、島原半島、長崎・ 西彼半島南部、西彼半島北部、 佐世保・北松、東彼杵	0.90	13,464	621	147	720	72
		0.25	3,740	173	41	200	20
		0.40	5,984	276	65	320	32

(数値は中核市も含む)

- \* 1 被害率は、県内総数 (建物総数 654,296 棟、屋内人口 1,495,963 人) に対する被害予想数の割合。
- \* 2 地震被害による被災者数の想定は、
  - 【早朝 5 時の場合】揺れ・液状化・斜面被害による大破棟数から想定
  - 【地震発生から 6 時間後、風速 4.5m・秒】焼失棟数から想定
  - 【地震発生から 6 時間後、風速 4.5m・秒】焼失棟数から想定
 により示す。すなわち、自宅住居に住めなくなった人の割合から算出した。  
地震直後では、 が被害想定、その 6 時間後に もしくは の被害想定が加算される。
- \* 3 (想定)被災者数 = 1,495,963 人 × 被害率
- \* 4 長崎県登録犬数 : 69,003 頭 (平成 27 年 3 月末)
- \* 5 収容が必要な被災犬数 = [(登録頭数) × (被災者数) / (人口)]  
× [(阪神淡路大震災における収容頭数) / (被災犬推定数)]
- \* 6 被災猫は、阪神淡路大震災を参考に、犬の被災動物数の 1.16 倍を被災数と想定

#### ウ 原子力発電所事故による災害 (表 4)

東日本大震災における福島第一原発事故では、20Km 圏内が警戒区域に指定されたが、自然状況 (風向き等) の影響で 20 km 圏外の飯館村が居住制限区域となっている事例もある。

本県では、その事故発生状況および自然状況により刻々と状況が変化すると思われるが、玄海原子力発電所から半径 20 km 圏、30 km 圏内の区域からの避難に伴い、被災動物の収容が必要となることが想定される。

従って、玄海原子力発電所から半径 20 km 圏内では、松浦市の一部の登録犬 538 頭が避難対象となり、30 km 圏内では区域に該当する松浦市全域、壱岐市の一部、平戸市の一部、佐世保市の一部の登録犬 3,626 頭が避難対象となり、対象犬の全頭数の収容が必要となることが想定される。

(表4) 玄海原子力発電所の被害想定(30Km圏内の避難を想定)

対象市	UPZ(避難対象地域)圏内 避難対象人数			市人口	避難人数/ 市人口 (30Km圏 内)	被災犬 推定数 (頭)
	10Km	20Km	30Km			
松浦市	1,025	8,505	24,754	24,754	1.000	1,566
佐世保市	0	0	10,876	256,776	0.042	622
平戸市	0	0	11,480	34,555	0.332	736
壱岐市	0	0	16,017	29,075	0.551	755
計	1,025	8,505	63,127	345,160	0.183	<b>3,626</b>

\*1 避難人数の想定は、県防災計画原子力被害対策編(H26.6 修正版)による

\*2 登録犬数推定は、登録犬数(H27.3 末) × (避難人数/全人口)

## 第2 平常時の活動（対策）

近年の動物飼養志向の影響もあり、犬や猫等の動物を飼う人は増えている状況である。しかしながら、動物に関する正しい知識の乏しさや動物に対するしつけができていない等、災害時での対応が危惧される。

このことから、県は自ら設置する動物愛護推進協議会あるいは動物愛護推進員らの活用を図り、県動物救護本部を構成する県獣医師会等動物関係団体と連携・協働して、平常時から、飼い主に対して動物に関する正しい知識を習得させるとともに、日頃の健康管理や所有者明示等、適正な飼養を普及啓発していくことが緊急災害時への備えとして重要である。

災害発生直後（発生～24時間）の混乱を最小限に留めるためにも、平常時の活動が重要であり、関係機関との組織体系や活動の役割を定めておく必要がある。

### 1 動物飼養者等への普及・啓発、関係事業者への指導

#### (1) 動物飼養者等に対する啓発・指導

##### ア 動物の飼い主の責務

災害発生時においては、動物の飼い主は自らの責任で動物を守ることが必要である。また、避難所には多くの人が家族の一員として捉える動物と一緒に避難してくるが、避難所での共同生活の秩序を乱さず、動物が周囲に迷惑を及ぼさないよう、飼い主は日頃から社会のルールに従って適正な飼養管理をすることが求められる。

##### イ 事前（平常時）に確認する事項

- ・居住市町における災害時の動物救護対策を確認する。
- ・災害時における動物の保管・治療等について、掛かりつけの動物病院とあらかじめ相談し確認する。
- ・親類、知人等預けられる場所をあらかじめ確保する。

##### ウ 動物の所有者明示の措置

動物が、その所有者等とはぐれ、あるいは行政により保護された場合、その飼い主の発見を容易にするため、次のような所有者明示の措置を講じる。

外から見えて誰でもすぐにわかる迷子札等をつけるとともに、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着し、AIPO（動物ID普及推進会議）に登録するといった対策をしておくことで効果を高めることができる。

また、犬の場合、狂犬病予防法に基づき、鑑札、狂犬病予防注射済票を飼い犬に装着する義務がある。

（犬の場合）

- ・首輪と迷子札
- ・観察や狂犬病予防注射済票（飼い主は狂犬病予防法により鑑札の装着や年一回の予防注射、及び注射済票の装着が義務付けられる）

- ・マイクロチップ  
(猫の場合)
- ・首輪と迷子札(猫の首輪は引っかかりを防止するために力が加わると外れるタイプのセーフティ首輪がよい)
- ・マイクロチップ

## エ 動物避難用防災品の備蓄

災害発生時においては、動物同行避難を行うことを念頭に、次のような防災(生活)用品の備えを平常時からしておくこと。

- ・ペットフード、水(処方食含む最低5日間分[できれば7日以上が望ましい])、食器
- ・ペットシート、タオル、ビニール袋等の衛生用品
- ・予備の首輪、リード、ケージ、キャリーバック、愛犬手帳等
- ・救急用品(処方薬、ハサミ、包帯、消毒薬等)、療法食
- ・ペットの情報
  - 飼い主の連絡先とペットに関する飼い主以外の緊急連絡先、預かり先等の情報
  - ペットの写真(携帯電話、スマートフォンに画像を保存することも有効)
  - ワクチン接種状況、既往症、健康状態、かかりつけの動物病院等の情報)

## オ しつけ等普段からの取組み

災害発生時に避難するときは、動物同行避難をすることが原則であるが、避難所では他人に迷惑を掛けないようにするため、次のことに取り組んでおくことが必要である。

- ・動物の周辺環境の衛生管理及び動物の健康管理に努めること。
- ・他の動物や見知らぬ人が多く集まる避難所でも落ち着いた行動ができ、人間の社会生活に馴染めるよう「しつけ」を行うこと。
- ・動物間あるいは人と動物との共通感染症等の蔓延を防ぐためのワクチン接種を行うこと。特に犬の狂犬病予防注射は必ず行うこと。
- ・動物同士の集団生活での計画のない繁殖を防ぐため、不妊去勢手術の実施を検討すること。

## カ 飼い主等への普及啓発

県生活衛生課、県立保健所等は、災害時に備え、動物の飼い主に対して上記アからオまでに記載されている飼い主の責務について、リーフレット等を用い、動物愛護フェスタ等で配布する等、あらゆる機会に普及啓発に努めるものとする。

(2) 動物取扱業を営む者への対応

ア 第一種動物取扱業者の責務

第一種動物取扱業者は、動物の愛護及び管理に関する法律を遵守し、第一種動物取扱業が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成26年5月30日環境省告示第70号）第5条第六項の二の「動物の飼養又は保管をする場合にあつては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、フードの備蓄等の対策を講じること。」の実施を図ること。

イ 第二種動物取扱業者の責務

第二種動物取扱業者は、動物の愛護及び管理に関する法律を遵守し、第二種動物取扱業が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成25年4月25日環境省告示第47号）第5条第七項の二の「(1) 第一種動物取扱業者の責務に同じ」の実施を図ること。

ウ 県の立入検査等

県（県立保健所等）は、動物取扱業者の事業所等に立ち入り、飼養施設等を検査する場合は、上記ア、イの対策の確認を行うこと。

(3) 特定動物等への対応

ア 特定動物の飼い主の責務

特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律施行令第1条に規定する動物）の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律及び関係法令を遵守し、人の生命、身体又は財産に侵害を与えないように努めること。

イ 特定動物逸走等の事故発生時の対応

特定動物が、市街地周辺で徘徊し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、県、警察、市町等の関係者が連携して捕獲等を行い、人の生命、財産等への侵害を未然に防止するものとする。

## 2 災害時動物救護活動に関する組織計画

(1) 動物救護活動に関する協定の締結

県生活衛生課は災害時に動物救護活動を円滑に行うために、事前に以下の団体と協定を締結する等日頃から災害時に備えて対策を講じておくものとする。

県獣医師会

その他必要と認められる団体（動物愛護ボランティア団体）

(2) 県動物救護本部及び関係自治体・団体との緊急連絡体制の整備

県動物救護本部は、災害発生時に動物の保護を迅速かつ円滑に実施できるよう、県動

物救護本部構成団体及び市町等との緊急連絡網等緊急連絡体制を確立する。

(3) 県の役割

県（県生活衛生課）は、物資（フード、飼育用品等）の輸送方法等に関して長崎県災害対策本部と連携し対策を講じておくものとする。また、避難した動物に対し、フードや飼育用品の提供ができるよう市町の災害対策本部に物資を提供する。

また、県生活衛生課は、各保健所等の物資のフード、飼育用品等の備蓄状況を平常時から把握し、取りまとめておくものとする。

(4) 市町に対する協力依頼

災害時の動物救護は、単に「動物を救う」だけではなく、最終的には人とその生活を救うことと考える。よって、国、県のみならず市町においても、平常時から災害対策の一環として動物救護体制を視野に入れた整備が必要である。

本格的に動物救護活動が開始された際には、管内の愛護動物の飼養状況（畜犬登録された犬）の概要を把握する必要があることから、日頃からの情報収集と発生時の情報提供について市町に依頼しておく。

また、県立保健所並びに県生活衛生課は平常時より市町と定期的開催する会議（動物愛護推進協議会等）等を通じ、本ガイドライン等の災害時の動物救護対策について市町に周知するとともに協力を依頼するものとする。

ア 市町における広報、啓発活動の実施

市町においては、犬の登録・狂犬病予防注射の際に、犬の飼い主に対して、災害時への備えとして正しいしつけ等適切な飼養の啓発に努めるとともに、必要に応じ不妊去勢措置の推進を図ること。また、各市町の地域防災計画には、動物救護の位置付けを行う等、動物救護対策を講じることが望まれる。

イ 被災動物避難所の設置の検討

昨今の動物飼養の状況では、災害時には被災者が飼養している動物と一緒に避難してくることが予想されることから、被災者と動物と一緒に避難できるよう、住民の避難所に被災動物避難所が併設されるような箇所の設定が望まれる。

ウ 被災動物避難所の運営等のルール化の検討

上記イのような状況から、被災動物避難所では、動物の適正な飼養が重要である。そこで、平常時から県立保健所と市町が連携を図り、指導内容について検討しておく。

(5) 被災動物救護センター

大規模な災害では救護活動の長期化が予想され、負傷動物の長期治療や所有者からはぐれた動物の飼養管理等を一定の期間行うことになるため、被災動物救護センターが必

要となる。本施設については、県等が積極的に設置箇所の確保に努めるものとし、長崎県動物管理所（以下、県動物管理所）、各保健所の犬猫一時抑留施設等を指定し設置する。県の施設以外の施設の利用が必要な場合は、あらかじめ、その設置箇所の候補地を選定するとともに関係機関と調整しておくものとする。

また、被災動物救護センターで対応が困難な場合は、一般財団法人ペット災害対策推進協会（以下、ペット災対協）等に要請して仮設被災動物救護センターを設置する。

(6) 広域的な救護体制の整備

県内の行政機関や動物愛護団体だけでは対応が困難な場合に、九州・山口9県災害時応援協定に基づき幹事県を通じ他県に連絡調整をとり、応援要請を行う体制を整備する。

長期預かりについては、一般社団法人九州動物福祉協会が運営管理する九州災害時動物救護センターにおいて、九州地区獣医師会連合会による支援が行われる。

また、離島地域等の小動物臨床獣医師が少ない地域については、負傷動物の診療、動物の飼養相談等の対応に支障が生じるケースも想定されることから、本土地域の小動物臨床獣医師の派遣等について、県獣医師会と協議しておくものとする。

(7) ボランティア受入体制の構築

災害発生直後からボランティアの申し込みがあることが想定される。平常時に受入体制を整備する。

## 第3 発災時の活動

### 1 災害発生時の体制整備

#### (1) 情報収集

的確かつ迅速な動物救護を実施するために県生活衛生課、中核市及び県立保健所が地震による犬猫の被災状況の情報を収集する。また、その連絡体制を整備する。

#### (2) 関係機関との協議

動物救護の活動方針を決定するために関係機関と協議する。

#### 【関係機関】

行政 県生活衛生課、県立保健所、中核市、市町

県獣医師会

動物愛護ボランティア（団体、個人）

#### 【協議内容】

動物の被災状況を分析・検討して、県動物救護本部の設置について検討する。

ペット災対協への支援の要請について検討する。

\* 会議を開催することが望ましいが、災害発生当初は会議の開催が困難であることが予想される。また、電話、電子メール等通信手段も活用できない自体も想定されることから、必要に応じて事務局が判断し、県動物救護本部の設置、ペット災対協への支援要請等の対応を行い、関係機関に順次連絡する。

### 2 長崎県動物救護本部

救護対策を実施する本部として設置する。

#### (1) 組織

ア 県動物救護本部は、次の団体をもって構成する。

- ・ 県獣医師会
- ・ 県生活衛生課
- ・ 長崎市、佐世保市（中核市）
- ・ 市町（県立保健所管轄市町）

イ 本部事務局は県生活衛生課に置くものとする。

ウ 構成団体の代表者は、県動物救護本部の役員として本部長 1 名、副本部長 2 名、委員数名を互選するものとする。ただし、監事は、県動物救護本部構成団体に限らず、本部長が別に指名、委嘱する。

エ 本部長は、本部の活動内容について協議を行うため、必要に応じて動物救護対策会議（本部会議）を招集する。

オ 被災状況に応じ、動物愛護ボランティア（団体・個人）に支援を受け、協働する。

(2) 機能

被災動物の救護活動を維持・管理するために次の活動を行う。

- ア 動物救護施設の管理に関すること。
- イ 関係行政機関等との連絡・調整に関すること。
- ウ 義援金の管理に関すること。
- エ 支援物資の調達に関すること。
- オ ボランティアの受入れ等に関すること。
- カ 報道機関への対応に関すること
- キ その他の活動に関すること。

3 被災動物救護センター（現地動物救護本部活動拠点）

大規模な災害では救護活動の長期化が予想され、負傷動物の長期治療や所有者からはぐれた動物の飼養管理等を一定の期間行うことになるため、被災動物救護センターが必要となる。本施設については、県が積極的に設置箇所の確保に努めるとしているが、あらかじめ、その設置箇所の候補地を選定するとともに関係機関と調整しておくものとする。

(1) 組織

- （中核市以外） 市町、県立保健所、県獣医師会支部、ボランティア等
- （中核市） 市、県獣医師会支部、ボランティア等

(2) 機能

被災地域における愛護動物の保護、避難所等における適切な飼育指導。

- ア 動物の被災状況、避難所等における動物飼育状況の把握に関すること。
- イ ボランティア、獣医師の受入れ及び派遣調整に関すること。
- ウ 支援物資の配分調整、配布に関すること。
- エ 負傷動物、飼育者不明動物の保護、返還に関すること。
- オ 動物の治療、健康チェックに関すること。
- カ 動物の一時預かりに関すること。
- キ 動物の譲渡等の斡旋に関すること。
- ク その他の救護活動に関すること。

(3) 動物保護収容施設

被災状況に応じ、以下の施設にこだわらないものとする。

- ア 県動物管理所、県立保健所犬抑留施設
- イ 中核市の各動物（管理）センター（以下「市動管センター」という。）等
- ウ その他（動物病院、民間施設、仮設等）

#### 4 役割分担

整備された組織体制における県生活衛生課、中核市、市町、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等の役割を表5のとおり定める。

(表5) 災害発生時の役割分担

		平常時	被災後
県	生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民への啓発</li> <li>・ 情報収集</li> <li>・ 連絡体制の整備</li> <li>・ 協力体制の整備</li> <li>・ 動物取扱業者への指導</li> <li>・ (特定動物飼養状況の把握)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関等との連絡調整</li> <li>・ 被災状況の把握</li> <li>・ 動物救護対策会議の招集</li> <li>・ 県動物救護本部の設置 (県獣医師会と協議し設置)</li> <li>・ 被災動物救護活動への支援</li> <li>・ (特定動物が逸走していないかの確認)</li> </ul>
	保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物用飼料、飼育用品の備蓄</li> <li>・ 管内住民への啓発</li> <li>・ 管内市町への指導</li> <li>・ 動物取扱業者への指導</li> <li>・ (特定動物飼養状況の把握)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地での関係機関との連絡調整</li> <li>・ 被災動物の情報収集・連絡</li> <li>・ 飼養者の要望等の収集</li> <li>・ 避難所における愛護動物飼育支援・指導</li> <li>・ 被災動物救護活動への支援</li> <li>・ (特定動物が逸走していないかの確認)</li> </ul>
中核市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集</li> <li>・ 連絡体制の整備</li> <li>・ 協力体制の整備</li> <li>・ 住民への啓発</li> <li>・ ペット飼養状況の把握</li> <li>・ (特定動物飼養状況の把握 (長崎市))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との連絡調整</li> <li>・ 被災地での関係機関との連絡調整</li> <li>・ 被災した愛護動物の情報収集・連絡</li> <li>・ 飼養者の要望等の収集</li> <li>・ 避難所におけるペット飼育支援・指導</li> <li>・ 被災動物救護活動への支援</li> <li>・ (特定動物が逸走していないかの確認 (長崎市))</li> </ul>
市町 (中核市を除く)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民への啓発</li> <li>・ ペット飼養状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災した愛護動物の情報収集・連絡</li> <li>・ 飼養者の要望等の収集</li> <li>・ 避難所におけるペット飼育支援・指導</li> <li>・ 被災動物救護活動への支援</li> </ul>
県獣医師会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼養者等に対する啓発</li> <li>・ 救護計画の策定</li> <li>・ 臨時動物救護病院の確認・整備</li> <li>・ 動物用医薬品の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県動物救護本部の設置 (県生活衛生課と協議し設置)</li> <li>・ 負傷動物の保護、治療</li> <li>・ 被災動物の健康相談・診療</li> <li>・ 被災動物の一時預かり</li> </ul>
動物愛護推進員 動物愛護団体 ボランティア		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡体制の整備</li> <li>・ 飼養者等に対する啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物保護収容施設における愛護動物の飼育・施設管理</li> <li>・ 被災動物の一時預かり、譲渡の斡旋</li> <li>・ 飼養者に対する支援</li> </ul>
動物の飼養者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の備え</li> </ul>	

## 第4 災害発生からの経時的体制

災害発生から救護対策終了までの対応を、初動期、災害発生早期、避難生活期、復興期、解散期に区切って段階的に整理する（図1）。

### 1 初動期

災害発生直後は、人命救助活動が主体となることから、組織的な動物救護活動は困難であると想定される。そこで、被害状況の把握等の情報収集に重点を置いた活動を行う。

#### (1) 関係機関・団体からの情報収集【県生活衛生課、県立保健所、市町】

本格的に救護活動が開始された際に、作業を円滑に行うため、動物愛護担当者の安否確認も含め、関係機関からの情報収集に努める。

市町

- ・管内の被災状況を把握し、必要な物資等に関する情報を収集する。

県生活衛生課

- ・県危機管理監から、災害の状況、避難所の設置数・場所等の情報を得る。
- ・現地市町から、必要物資に関する情報を得る。
- ・県獣医師会から、動物病院等の被害状況の情報を得る。

#### (2) 「避難所における適正飼養」に関する指導【市町】

市町は避難所における注意事項の掲示等を行う。

#### (3) 通常業務停止の判断【県生活衛生課、中核市】

県生活衛生課は情報を分析し、通常業務の停止を判断する。停止の場合は、県動物管理所、県立保健所に連絡を取り、抑留動物の殺処分は行わない。停止の解除についても県生活衛生課が判断する。

中核市については、災害の状況を鑑み、各市が判断するが、相互に協力が必要な場合は県生活衛生課、県立保健所と各市で協議して判断する。

#### (4) 県動物救護対策の協議（会議の開催）【県生活衛生課】

情報を分析し、今後の活動方針について、県獣医師会、市町等と協議し、県動物救護本部設置の準備をする。

ペット災対協への支援要請（必要な物資の種類・量、人員）を検討する。

## 2 災害発生早期

具体的な動物救護活動を行うために必要な物資の調達準備とともに、動物救護活動を順次開始する。

### (1) 県動物救護本部、被災動物救護センターの設置【県生活衛生課・県獣医師会 等】

#### ア 設置

収集した情報を基に、必要な人員・役割、物資の種類・量を把握する。その分析を基に、県生活衛生課は県獣医師会と協議し、動物愛護ボランティア、中核市と協働で、県動物救護本部（事務局：県生活衛生課）を立ち上げる。

また同時に、被災地域には「被災動物救護センター（現地動物救護本部活動拠点）」を立ち上げる。

設置後、速やかに本部長は、県動物救護本部設置を構成団体に通知し、初動要員の確保等県動物救護本部の運営に当たるものであるが、災害等の非常事態であることを考慮して、県動物救護本部会議の召集等、県動物救護本部の運営は弾力的に行えるよう配慮するものとする。

なお、動物救護本部の運営に当たっては、県生活衛生課は県獣医師会と緊密な連携体制を図ることとする。

#### イ 初動要員（獣医師等）の派遣検討

長崎県災害対策本部等行政機関への連絡調整により、避難所の設置、数、場所等を確認する。なお、獣医師等の派遣に当たってはあらかじめ被災地周辺の安全確認、必要な人員の確保、活動内容、派遣チームの統制、持参資材リスト、動物救護本部との連絡方法等を検討しておくものとする。

#### ウ 動物救護用物資等の準備・配送【県生活衛生課】

多くの関係団体からの救援物資の送付に関する問い合わせが寄せられることが想定される。救援物資の無計画な受入が「被災地での第二の災害」とならないために、危機管理監との連携を図り調整する。

また、県獣医師会と連携して、製薬会社やペットフードメーカー等へ連絡し、備蓄状況や配送体制等を確認するものとする。

救援物資の仕分け作業等、受入マニュアルを作成すること等により、仕分け作業を効率的に行う方法等を検討する。また被害状況を把握することにより、要請に応じた配布を行うようにする。

#### エ 被災飼い主、避難所の飼い主への救援物資・資財配布、貸出【現地センター】

保管・配送拠点施設等を状況に応じて設置する（県動物救護本部：危機管理課と協議）。飼い主の需要に応じた供給を速やかに実施できる体制を確保する。

オ 動物救護活動の開始【中核市、県獣医師会、動物愛護団体】

獣医師、動物愛護団体、ボランティア、行政関係者等、確保された人員により、救護班を編成する。互いの連絡方法、保護の範囲・内容、保護した動物の収容先の確認・調整等を事前に行う。

なお、保護収容した動物がどこで保護されたか等、個体識別措置を必ず行う。

カ 保護収容先の確保

保護された動物の収容先としては、緊急措置として各市動物管理センター、県動物管理所、県立保健所犬抑留施設等を使用する。

施設が不足する場合は県獣医師会等に協力を依頼すると共に、施設側にテント等で緊急的に保護施設を設置する。

また、動物愛護団体で一時預かりが可能な施設を有しているところがあれば、当該団体にも協力を依頼する。

\* 特に、負傷した動物については、出来るだけ受入可能な動物病院へ搬入する。

キ 被災飼い主からの愛護動物の一時預かり・飼い主不明愛護動物保護開始

【現地センター】

動物を受け入れる際には個体識別措置を施し、識別カルテを作成する等確実な個体識別を行う。

負傷動物、飼い主不明の愛護動物の保護

被災地での保護活動を実施し、負傷動物及び飼い主不明の愛護動物の保護収容を行う。負傷動物の治療は県獣医師会が実施する。

地域猫や学校飼育動物等、保護が困難な愛護動物に対する給餌・給水等を実施する。

ク 飼い主等問い合わせ対応開始【本部、現地センター】

各保護収容施設、現地本部等における愛護動物の保護状況を一元的に把握する方法を確立する。また、情報の混乱を避けるため、相談窓口を一本化する。

(2) ペット災対協への支援要請

県動物救護本部設置後、県獣医師会と県生活衛生課は協力してペット災対協への支援要請を行うものとする。

支援要請に当たっては、動物の被災状況、避難所の設置状況、必要な物資のおおよその種類・量等がある程度把握・整理しておくことが必要であるが、災害発生初期にはさまざまな情報が錯綜・混乱していることも予想されるので、ペット災対協とは、以後定期的な連絡を取るにより具体的な情報を送り、適切な支援を受けるものとする。

(3) ボランティアの募集開始等【市町、県生活衛生課、中核市、動物愛護団体】

ボランティアの活用（ボランティア要員の確保）は、県動物救護本部運営の要となるものであり、その役割は動物の飼い主への支援や所有者不明動物の飼養管理等、動物を救護することであるが、その内容においては飼い主を含めた多くの人びとを救うことにも繋がる。

ボランティアの募集に当たっては、活動内容、活動地域、活動可能期間等を考慮して行うものであるが、動物救護本部を構成する団体は、あらかじめボランティアの募集要領及びボランティアの活動ルール等について共同で検討し、作成しておくものとする。災害の程度に応じて、動物救護活動を中長期的に実施していくためには、動物愛護団体等からボランティアの支援を受ける必要がある。

(4) 避難所における動物救護活動

情報収集【市町】

避難所における動物の飼育状況を確認する。また避難所において、愛護動物に関する次の情報の収集を開始する。

- ・ 家に残してきた動物の情報
- ・ 避難時等に行方がわからなくなった愛護動物の情報
- ・ 学校関係者からの飼養動物に関する情報

3 避難生活期（後期救護体制）

被災愛護動物の保護、愛護動物の一時預かりを本格的に開始する。また、避難所の生活環境が悪化しないよう、愛護動物の適正飼養についての指導を行う。

(1) 負傷動物、飼い主不明の愛護動物の保護

被災地での負傷動物、飼い主不明動物の保護を本格的に実施する。また保護した愛護動物についての情報を整理し、飼い主が検索できるよう情報提供する。あわせて、県生活衛生課、市町、動物愛護団体等により行方不明動物の受付、情報の整理・提供を行う。

(2) 愛護動物の一時預かり

避難所等で、飼い主の事情により継続して飼養することができない動物の一時預かり等を行う。この場合、一時預かりと所有権放棄とを明確に区別する。

なお、飼い主からの一時預かりの場合は、預かり期間、連絡先等を文書により明確にする。

また、所有権放棄の場合の引取も、県による引取ではなく、現地動物救護本部による動物保護という取扱とする。

(3) 愛護動物の健康診断及び健康チェック

県獣医師会が中心となり、一時預かり場所、避難所、自宅避難者等を巡回し、愛護動物の健康チェック、診察を行う。

(4) 避難所等での愛護動物の適正な飼い方の指導

市町は避難所における愛護動物の適正な飼い方を指導するとともに、被災者からの資材貸出の要望に応え、巡回時に愛護動物に関する相談を受け、必要に応じて獣医師に情報を提供する。

(5) 飼い主の捜索・返還

返還に際し、取り違いが起こらないような確認体制を確保する。また、所有者が判明しても、連絡が取れない場合や、継続飼養できない場合等の対応について決めておく。

(6) 動物保護収容施設の設置

災害の規模により、必要と判断される場合には、県生活衛生課、県獣医師会、市町等が連携して動物保護収容施設（被災動物救護センター）を設置する。

(7) 抑留所等における保護動物の引渡し等

被災動物救護センターの設置に伴い、各保健所抑留施設及び動物病院等で保護されていた愛護動物について、順次同センターへ引き渡しを行う。

#### 4 復興期

行政も復興計画も定まり、動物救護活動もその内容の縮小を含めて見直す時期である。愛護動物を飼養する仮設住宅の入居者への支援、被災動物救護センター等での救護動物の譲渡事業等を本格的に開始する。

また、災害発生後の混乱も落ち着く時期であることから、これまでの動物救護活動を見直す時期でもある。

(1) 仮設住宅に入居する愛護動物の飼い主に対する適正飼養の指導

被災者からの資材貸出の要望に応えるとともに、巡回時に愛護動物に関する相談を受け、必要に応じて被災動物救護センターの獣医師に情報を提供する。

(2) 一時預かりを行った愛護動物の飼い主への返還

動物救護本部が預かった愛護動物について、飼養可能となった飼い主に返還する。

(3) 被災動物救護センター等残留愛護動物の取扱検討（譲渡促進）

災害後に保護した愛護動物や事情により飼い主が所有権を放棄した愛護動物について、新たな飼い主への譲渡を行う。

動物救護活動の終了に際しては、被災動物救護センターにおいて管理している所有者不明の被災動物等についての取扱に関しても、動物愛護ボランティア等により引き続き飼養し、新たな飼い主が見つかるよう努める。

この活動により、そのほとんどの動物が新しい飼い主に譲渡されその後の飼養管理が

行われることが予想されるが、負傷や疾患等の何らかの事情により譲渡されなかった動物については、やむを得ず安楽死の処置をとることがある。

なお、譲渡に際しては、別に譲渡要領等のルール作成を行うことが必要である。

県立保健所：譲渡に際しては、「犬及び猫の適正譲渡マニュアル」に従うこと。

(4) 救護活動終了時期・条件の検討

被災動物救護センターの終了時期について検討する。

被災した愛護動物の現状及び被災者の社会活動の再開等を考慮し、県獣医師会等と協議の上で決定する。

(5) 動物救護施設（被災動物救護センター）閉鎖

保護動物の譲渡等終了時には、被災動物救護センター等がその存在の必要性がなくなり、閉鎖されることになる。その際には救護器具・器材の処置・処分の取扱いについて明確にしておくとともに、ペット災対協等から提供を受けたケージ等の救援物資は原則返還するものとする。

(6) 通常業務への移行

災害発生直後からの動物救護活動に重点を置いた業務内容から、通常の業務内容へと移行する必要がある。通常業務移行後の住民とのトラブルを避けるため、関係機関との協議を行った上で判断する。

## 5 解散

被災地域の社会活動等の再開状況を勘案しながら一定の活動を終える時期である。県動物救護本部内において、仮設住宅等での飼い主支援活動について協議する。

(1) 県動物救護本部及び被災動物救護センターの解散（残務整理）

関係機関と協議し、県動物救護本部を解散する。

(2) 義援金等の残預金の取扱い

救護活動が終了した場合、寄付を受けた義援金については、その収支を清算し、活動収支報告書を作成する。なお、残余金が発生した場合は、ペット災対協へ寄付する等関係機関と協議する。

(3) その他想定される事項

救護活動記録の作成は、行政機関、県獣医師会、動物関係団体等が将来想定される災害に備える上で参考となり、大きな意義を持つものである。県動物救護本部として救護活動の経過を求め報告書として作成するものとする。

附則 このガイドラインは、平成29年1月25日から施行する

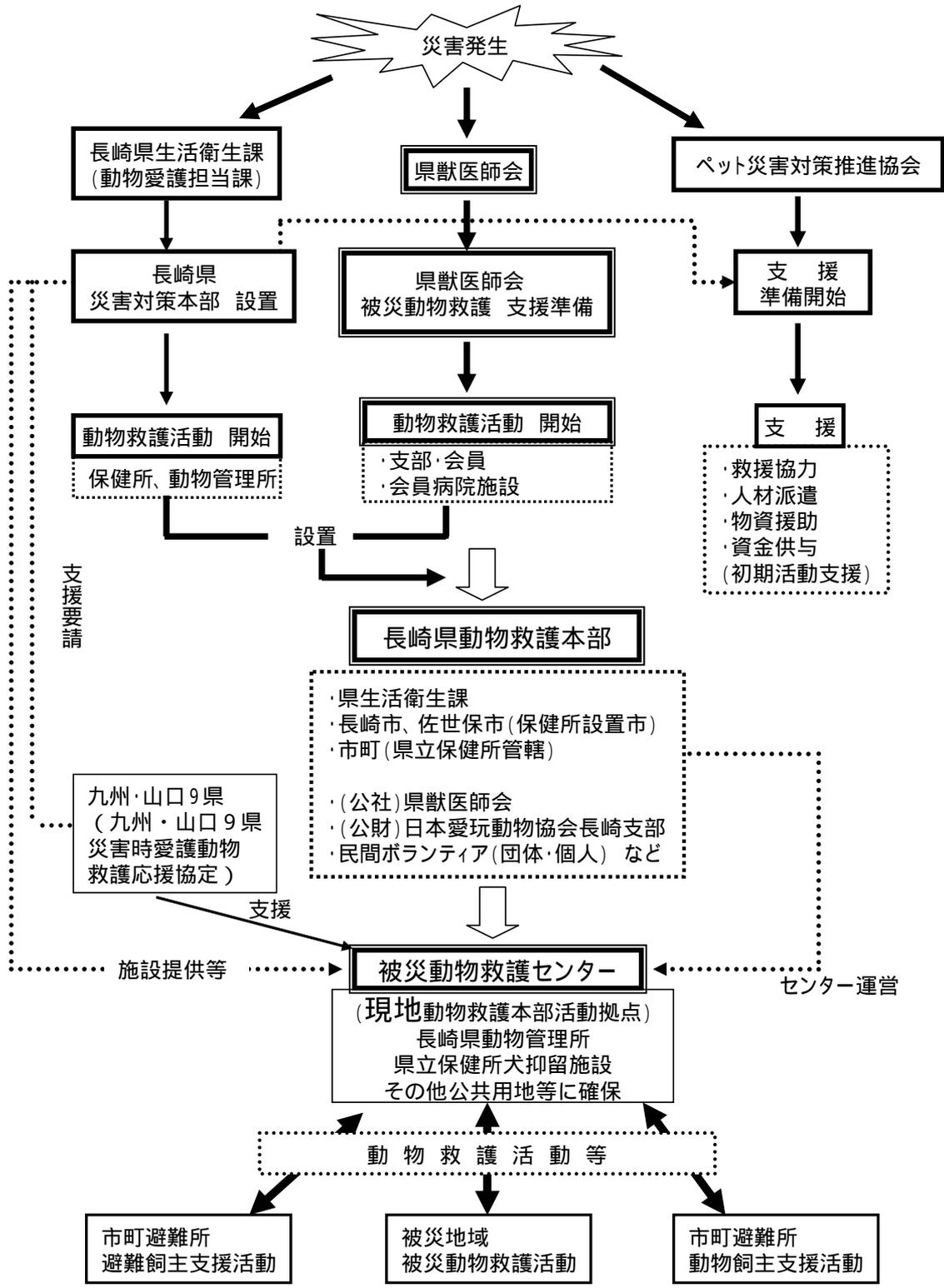


図1 災害発生時のフロー